指発第2810号 (務・外・企合同) 昭和42年12月18日

頂	目:] -	۴	L	0	8	0	0
保	存	期	間	長				期
廃	棄	₹月	H					
担	7	4	係	管制	運用	月シ ス	ステ.	ム係

三重県警察本部長

幹線道路における雪寒対策実施要領の制定について(例規通達)

改正 昭54(務)第15号

本部各部課長

各 警 察 署

殿

長

対号 幹線道路における交通障害情報の収集通報等実施要領等の制定について(例規通達・昭42.10.20三交指収2140の2)

国道、主要県道等幹線道路における交通障害情報の収集通報等については、対号通達により処理しているところであるが、冬季における積雪凍結等による交通障害は、自動車交通に及ぼす影響が大きいことにかんがみ、特にこの積雪等により幹線道路に交通障害が発生し、または発生するおそれがある場合、すみやかにその実態をは握して、交通規制および隣接府県警察、道路管理者、報道機関等に対する情報連絡を迅速、適切に実施し、道路管理者の行なう除雪、氷解作業を促進して交通の安全と円滑を図るため、別添のとおり「幹線道路雪寒対策実施要領」を制定し実施することとしたから、その運用にあやまりのないようされたい。

別 添

幹線道路雪寒(積雪・凍結)対策実施要領

1 目 的

この要領は、積雪または凍結により、国道 1 号線、名阪国道等一般国道およびこれに準ずる主要県道など幹線道路に交通の障害が発生し、または発生するおそれがある場合、すみやかにその実態をは握して、関係機関に対する情報連絡、交通規制等を迅速適切に実施して交通の安全と円滑を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

2 雪寒対策実施期間

原則として、毎年12月10日から翌年3月15日までの期間とする。

3 雪寒対策本部

(1) 雪寒対策本部の設置

雪寒対策を総合的、かつ効率的に実施するため、交通部交通規制課に雪寒対策本部(以下「対策本部」という。)を設置し、同本部に雪寒対策本部長(以下「対策本部長」という。)を置く。

対策本部長は、県警察本部交通部長の職にある者をもってあてる。

対策本部には、管理係、情報係、規制係、広報係、取締係及び捜査係の6係を置く。 対策本部の編成は、別表第1のとおりとする。

(2) 対策本部の活動内容

対策本部における各係の活動内容は、おおむね次のとおりとする。

ア 管理係

雪寒対策に必要な装備資器材の整備及び対策本部員の給与等にあたる。

イ 情報係

気象台、道路管理者及び各警察署等と常に緊密な連絡を図り、気象情報、積雪、凍結情報及び交通障害情報の入手につとめ対策本部長に報告する。

ウ 規制係

気象情報、現地情報、その他の情報等を分析検討し、現地警察署長等の行う交通規制の 実施について積極的に助言し、適当妥当な交通規制の実施につとめる。

工 広報係

情報係によって入手した情報及び交通規制等の状況をすみやかに取りまとめ、各警察署 長に対する通報及び隣接県警察本部長、報道機関その他関係機関等に積極的な広報を行っ て、実情の周知にあたる。

才 取締係

状況に応じて現地に出動し、現地警察署長及び道路管理者、関係機関等との連絡にあたるとともに、現地警察署長の行う指導取締りに協力する。

力 捜査係

重大事故が発生した場合状況に応じて現地に出動し、現地警察署長の行う交通事故事件 捜査に協力する。

(3) 対策本部の活動体制

対策本部は、気象台からの気象情報又は現地からの積雪、凍結情報等にもとづき、次の区分による活動体制をとるものとする。

- ア A体制 雪寒対策期間中の常時体制 ただし、イ、ウの場合を除く。
- イ B体制 気象台から警戒2(多少積雪、凍結がありましょう。)又は警戒3(積雪、凍結が多く、ひどいでしょう。)の気象情報が発令され、交通障害等の発生のおそれが大であるとき。
- ウ C体制 積雪、凍結がひどく、交通障害が発生して交通規制等の実施に入ったとき。
 - 注1 A、B、Cの区分体制は、別表第2のとおりとする。
 - 注2 C体制をとった場合の夜間体制については、別に定める。
- (4) 交通障害発生時等における対策本部の夜間体制

対策本部長は、夜間において積雪、凍結等により交通障害が発生するおそれが大であり、 又は発生したときは、別表3の編成による夜間勤務体制をとり、各警察署長、関係機関及び 報道関係者、運輸業者等に対する情報連絡又は交通規制、交通指導取締り等について必要な 措置を講じるものとする。

4 警察署の体制と活動

(1) 事前措置

- ア 各警察署長は、過去の積雪、凍結記録等について調査を行ない、雪寒対策計画上の参考 にするとともに、交通事情の実態をは握して積雪、凍結時における交通規制、う回路の指 定、指導取締り方法等基本的事項について、毎年計画をたてるものとする。
- イ 計画をたてるときは、とくに夜間の照明具、現場広報用具、通信機器、掲示板等の装備 資器材の活用に配意すること。
- ウ 道路管理者、関係機関および沿道のモーテル、ガソリンスタンド、運輸業者等との連絡 体制を確立し、あらかじめ凍結等の際における処置について積極的に協力が得られるよう 依頼しておくこと。
- エ 道路管理者と連絡を密にして、あらかじめ作業計画等の細部についてじゅうぶん打合せ をしておくこと。
- オ タイヤチェンを着脱させ、事故車両等を路外排除し、または待機をさせるために必要な モーテルや適当な空地等について、駐車施設として利用できるよう、あらかじめ施設、空 地等の所有者または管理者に対し、協力が得られるよう依頼しておくこと。
- カ 交通規制の標示板を掲出する場所を選定し、すみやかに掲出できるよう処置しておくこと。

キ 署員に対しては、雪寒対策実施計画を周知徹底しておくこと。

(2) 体制の整備

気象情報等から判断して、積雪、凍結等のおそれがあり、これによる交通障害等の発生が 予想されるときは、対策本部の体制に準ずる体制をとるものとする。

(3) 管内事情の実態は握

積雪、厳寒等により交通障害の発生が予想される状況となったときは、派出所、駐在所勤 務員等に指示して、積雪、凍結等の状況調査にあたらせるとともに、関係機関または通行車 両等からも情報を収集しすみやかに管内事情の実態をは握するようつとめるものとする。

(4) 情報の報告、連絡

- ア 警察署長は気象情報および対策本部からの指示連絡等を関係方面に通報、伝達するとと もに、管内の気象状況、交通障害等の状況について、対策本部長および道路管理者等への 報告または連絡につとめるものとする。
- イ 気象状況、交通障害等の受理、報告および連絡にあたっては、別表第4または「交通障害情報報告」の様式により行なうものとする。

(5) 交通規制等の実施活動

警察署長は、気象台からの気象情報ならびに道路管理者および警察官の現地調査結果等を 総合検討し、その状況に応じ、適時適切な交通規制を実施するものとする。

おもな交通規制の内容は、次のとおりである。

- ア 徐行運転
- イ タイヤチェン携行車または全輪スノータイヤ使用車以外の車両通行禁止
- ウ タイヤチェン装着または全輪スノータイヤ使用の大型自動車以外の車両通行禁止
- エ タイヤチェン装着車以外の車両通行禁止
- オ 全車両の通行禁止
- カ う回路指示

(6) 積極的な広報活動の実施

広報活動は、運転者に対し、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関を利用し、またはモーテル、ガソリンスタンド、輸送業者等に連絡し、もしくは標示板を掲出し、広報文を配布するなどの方法により次のような事項を実施するものとする。

- ア 徐行運転の励行
- イ タイヤチェンの携行もしくは装着またはスノータイヤの使用
- ウ スリップ事故に対する特別な注意
- エ う回路の指定
- オ 交通規制実施時における規制内容または気象状況等

(7) 交通指導取締り活動

気象情報、交通事情、交通規制内容等を的確には握し、おおむね次の指導取締りを実施す

るものとする。

- ア 徐行運転違反の指導取締り
- イ 積雪、凍結が予想される場合のタイヤチェンの携行、スノータイヤ使用についての指導
- ウ 積雪・凍結時のタイヤチェン、スノータイヤ未使用車両の取締り
- エ 駐車違反の取締り
- オ 追越し、割込み違反等の取締り
- カ 水洩れダンプカーおよび道路への撒水行為の取締り
- キ 故障車、事故車、置き去り車両等の路外排除
- ク 道路作業現場付近の停滞車両に対する広報、路外への誘導等
- 5 警備部機動隊の応援派遣

対策本部長は、現地警察署長の応援要請又は気象情報等にもとづく情勢判断により必要と認めるときは、警備部機動隊を現地に派遣するものとする。

6 各警察署間の応援派遣

各警察署間の応援派遣については、対策本部長が、所轄警察署長の応援要請および現場の交 通状況等により判断してこれを行なうものとする。

- 7 鈴鹿峠(国道1号線) 名阪国道の雪寒対策 鈴鹿峠および名阪国道に対する雪寒対策計画は、別途これを策定する。
- 8 矢ノ川峠(国道42号線) 長野峠(県道津・上野線)の雪寒対策 矢ノ川峠、長野峠の雪寒対策については、津、上野、尾鷲及び熊野の各警察署においてそれ ぞれ関係警察署と協議して具体的計画を策定するものとする。
- 9 その他

対策本部には「対策日誌」を備えつけ、交通規制の実施等雪寒対策実施状況を記録するものとする。

雪寒対策本部編成

	寒対 部		交通	部長	付 交	通指導課長
統		轄	交通	規制課	付	通規制課副参事通指導課次長
係		別	管 理 係	情報 広報	規制係	取 締 係 捜 査 係
責	任	者	交通規制課次長	施設担当課長補佐	規制担当課長補佐	交通搜查担当 交通搜查担当 課 長 補 佐
係		員	管制係	管制係 設係	規 制 係	指導取締第一係 指導取締第二係 交通捜査指導係
			県本部にお	情報の収	交通規制の	交通指導取締 特異重大事故
事		務	ける給与、資	集、連絡及	実施連絡及び	リの実施、調査 (事件)の捜査
分		掌	器材に関する	び広報に関	調査に関する	及び広報に関す 指揮及び広報に
			こと。	すること。	こと。	ること。関すること。

雪寒対策活動体制

体 制	別	А	体制	В	体	制	С	体	制	
責任	者	勤務時間中 勤務時間外	交通規制課副 参事 宿日直司令	第1班 第2班 第3班		長補佐				
係	員	勤務時間中	管制係長 管制係主任	第1班	管制係長 交通規制 施設係長		雪寒対 同じ	編成に		
		勤務時間外	宿日直勤務員	第3班	交通規制 施設係主任 交通規制					
事務分	分掌	情報の収集、に関するこ	連絡及び通報と。	情報の収集、連絡及び通報に関すること。						

雪寒対策夜間活動体制

班		別	第 1 班	第 2 班	第 3 班	
=	ま に	± z	交通規制課	交通規制課	 	
責	任	者	副参事	次長	施設担当課長補佐	
IZ	係		施設係	管制係	規制係	
1余		員	規制係	規制係	管制係	

r							•			
	_		通知書	受	領	書	通	知	時	分
平成	年	月 日		県						
				警						
					│					
セキ	セツ	ジョウホウ	時時分	分分	警戒 程度 時	期	記	事		
セキ 積 トウ	当	ジョウホウ			 ! ! ! !	 		 ! !		
凍	結ケツ			İ			1			
			!	! ! !			! ! !			
符号解説	į									
<i>热</i> 十10 c		1 4.	+ > 40+ 7	/ 	7 \ 4\ - 1	45.1.3				
警戒程度	{ 1 2			`	る)かもしれだ がありましょ [、]					
	3				1)でしょう	J				
 時 期		今日昼前			・/ こしょう 月日午前中ま [:]	で				
			ぎから		月日一杯					
	八	今日夕刻だ	16	ヌ :	つづく					
	=	今夜半から	ò	ル	まだしばらく	続く				
	朩				2~3日この	状態が続	<			
	^	, ,,,, ,	きまで			"				
 記 事	ا (E) ≩	明朝まで	気圧が張りと		引き続き たました					
配 事	* (¬) (₽)		uたが扱りに 強くなる見込	-	ra U/L					
	(レ)		下してきまし							
	(y)		が通過する見		,					
	(ツ)	低気圧が過	通過する見込	入です						
	(礻)	みぞれ又は	は雪となりま	ましょう	ò					
		路面が凍約								
	٠,				らいの見込で ⁻	す				
	(A)	"	" 5 ·		, エの目:)					
	(ウ) (‡)		" 10 ·		ノナの兄込					
	(+) (J)		" 20 °		以上の見込					
	(才)		±0° ~ 3° < 4							
	(2)		- 3° ~ - 6							
	(7)	"	- 6°以下0	の見込っ	です					
連絡	ζ.									
通報 铣										
~== +1x /1	<i>-</i>									